

提言書（H29提出）意見・担当課・取組み状況について

条項	条文	提言書意見（抜粋）	担当課	取組み状況
10 2	市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。	外部の研修やセミナーに参加するなど、異業種や外部の方と積極的に交流し職員の自己研鑽の機会となるよう、参加しやすい環境づくりが必要であること、インターネットなどで情報を得るだけでなく、職員が先進地等の現場で学ぶ機会を多く持つことが大切であるとの意見が出されました。また、研修後の評価や実践についても、学んだことが活かされるような取り組みが必要あると考えます。	人事課	外部研修、異業種との交流として民間企業等への派遣研修を実施した。新規採用職員研修、主任研修の受講者は、受講後定期的に自己評価及び上司による評価を実施した。
12 1	市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。	市長の補助機関として実際に行政運営を行う市の職員は、公正かつ誠実であるとともに、時代の変化に迅速に対応することができる職員である必要があると考えます。	人事課	勤務時間外に新たな制度や市の課題等について担当職員等が講義を行う「暮れ六つTr yあんぐるセミナー」等を実施し、職員の自己啓発を支援した。
	市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。			
17 1	市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。	市では、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」を行い市の取り組みや制度について市民等に対する講座を行っておられます。本協議会においては、市民等に対する説明責任という点から、より市民等の要望に沿った内容となるよう更なる講座メニューの充実が必要あると考えます。	生涯学習課	市民等の要望に沿った内容の講座メニュー作成のため、講座申込者に対してアンケートを実施。講座の要望に関する回答は少ないが、引き続きアンケートを実施し、市民等の要望調査を行う。
20	市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。	不当要求について、他市や他県の事例を参考に研修を行うなど油断せずに取り組んでいく必要があると考えます。	行政管理課	不当要求に関する研修を実施。
23	市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穀を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	特に自然災害に関しては「自助」「共助」が重要であることから、引き続き市民等への意識啓発活動を行うとともに、市と市民等、地域が協働して市民等の生命、財産等を守るための実効性のある取り組みを検討し、実施することを求める。	防災危機管理課	自治会等からの依頼により、各地域の特性に応じた各種自然災害等の危険性及び各種ハザードマップ等について、防災リーダー研修会や出前講座を実施し啓発するとともに、地域を挙げて行う総合防災訓練を行い、市民の防災意識の啓発に努めている。
		災害時における女性リーダーや世話役の育成が大切であるとの意見が出されました。女性の問題は女性でなければ理解できない場面も多く、市の職員や市民の中からリーダーや世話役の役割を担える女性を育成することが大切です。また、女性防災士を増やす取り組みについても推進する必要があると考えます。	防災危機管理課	令和元年度から女性を対象としたセミナーを開催している。令和2年度からは地域単位での開催とし、女性に対する啓発に努めている。
28 1	市長等は、審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	特に団体等から選出された委員については固定化しているように見受けられるため、各界、各層の市民からの意見が多く取り入れられるようになる必要があると考えます。また、特に女性の意見を多く取り入れられるよう、十分考慮すべきとの意見が出されました。併せて、委員の公募については応募者が増加するような取り組みが必要あると考えます。	地域振興課 市民活動推進課	委員の選出に当たっては、女性の登用等について各所属へ通知している。公募委員の募集の際は、報酬等の条件を明示している。
30 1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	市民の意見が取り入れられる取り組みをさらに進める必要があると考えます。	地域振興課 市民活動推進課	協働事業提案制度の活用に努めています。 自治会等の活動に対する支援を行っています。
	市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。	また、地域の多様な課題を、地域の市民同士の自主的な活動や市との協働を通じ解決することは、地域の特性が生かされたまちづくりを実現し、地域の活性化につながるため、市長等はその活動を支援することとしています。次代のまちづくりを担う子どもたちの育成が必要あるとともに、新しい時代の参画協働のあり方として、地域コミュニティの育成と新たな地域コミュニティの構築を求める。		
32	市長は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。	協議会において出された課題等は担当部署において解決に取り組むことを求めます。 次回以降の見直しに当たっては、条例に対して取り組んだ内容について市としてどのような成果があったか、効果があったかというところまで検証を行い、条文改正の際には高い評価を得られるような条例となるよう、十分な検討、協議を行うことが必要あると考えます。	地域振興課 市民活動推進課	